

○景山医事専門官 定刻になりましたので、ただいまから、第3回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催します。

本日は、オンラインでの開催にて、先生方には御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

構成員の出欠等についてでございますけれども、福島構成員より、用務のため御欠席の御連絡をいただいております。また、神村構成員より、用務のため遅れての御出席の御連絡をいただいております。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

資料1「国家資格の受験資格取得のための要件について」。

ほかに参考資料1から4までございます。

不足する資料がございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、オンラインで御参加の構成員の皆様へのお願いとなります。発言なされる際には、Zoomの「手を挙げる」というボタンがございますので、クリックいただき、座長の指名を受けた後にマイクのミュートを解除の上、発言いただきますようお願いいたします。また、発言終了後は、マイクを再度ミュートにしてくださいませよう、よろしく申し上げます。あと、画面のほうを構成員の皆様で上げられていない方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

それでは、座長、この後をよろしくをお願いいたします。

○江頭座長 座長、進行を務めさせていただきます江頭です。

本日もお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ぜひ活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、1番が「国家資格の受験資格取得のための要件について」、2番が「その他」ということで、1つということ、これについての集中的な審議ということになるかと思います。

それでは、まず、議題1の「国家資格の受験資格取得のための要件について」ということで、資料に基づいて事務局より説明をいただき、続いて、参考資料4がありますので、言語聴覚士の養成における大学院教育の実情については深浦先生に御説明いただくということで、まずはそこまでお願いいたします。

それでは、事務局からお願いいたします。

○医事課板橋 事務局です。

資料の説明に移らせていただきます。資料1を確認いただけますでしょうか。「国家資格の受験資格取得のための要件について」となります。

1枚おめくりいただきまして2ページ目、言語聴覚士の受験資格に関する法制定時の考

え方についてまとめさせていただきました。まず、業務形態から見た養成の時間と内容に関して、言語聴覚士または聴覚に関わるリハビリテーションを必要とする者として、音声障害や吃音、聴覚障害等の方々がいらっしゃいますが、言語機能及び聴覚のリハビリテーション業務については、嚥下訓練や人工内耳の調整など診療の補助行為として行うべき行為が含まれているため、医師・看護師が行うか、または業務から診療の補助行為を除いて行う必要がございました。前者の場合には人材の確保の問題があり、後者の場合には実施される内容が不十分になる問題が生じていたことから、法制化による対応が取られたというような状況となっております。

これらの業務は専門分野における医学的な知識とともに社会的環境との相互作用及び心身との相関という観点から、言語機能などの障害を総合的に捉える能力が必要となります。

そのために、生理学、音声学、言語学の他に心理学や人間発達学などの修得が必要とされるが、その履修には臨床実習も含めて、およそ3,000時間の養成時間が必要であると議論がされまして、その他の医療関係職種の資格と比較することによって、3年間での修得が可能というふうな議論づけとなりました。

これらの議論によって、資格取得要件の考え方としまして、言語聴覚士、基本的な養成の過程は法第33条の1号にあるような言語聴覚士に求められる知識等、およそ3,000時間程度と考えられたこれらのもので3年以上の教育を行うことが適当となっております。また、4号というのも基本的な養成の過程として立てられたものになっていまして、この4号に関しては、必ずしも専門の学部で行う必要はなく、また、様々な学部での卒業生が資格試験を受験できるようにすることが適当という意味合いでつくられております。

また、この職種は応用的な養成課程もございます。それが5号、2号、3号となります。5号は一般の大学を卒業した者が既に大学において基本的な教養は身につけているという考え方から、2年制の養成課程がつけられております。2号、3号、これらについては大学や他の医療関係職種の養成所などにおいて一定の科目を履修した者となり、この方々が養成施設での修業期間を短縮し、受験資格を取れる多様化したものとなっております。

3ページ目に移りまして、第1回から先生方に見ていただいております受験資格のルートになります。

4ページ目では、1号に関しての基本的な言語聴覚士の教育を文言として挙げています。1号としての指定を受けるに当たって、これら1から13の基準が立てられています。

5ページ目に移ります。1号の課程で教える教育として93単位が現行としてありますが、その教育の内容となります。

6ページ目に移ります。今回の議論する上での論点としてこのページを用意させていただきました。まず、背景と問題意識として、言語聴覚士、国家資格の受験資格取得のための要件として、社会のリカレント教育推進の視点から、大学の学部を必ずしも卒業せずに

言語聴覚領域を専門とする大学院に入学する場合や、幾つかの養成所などの在籍歴から結果として言語聴覚士の養成に当たり厚生労働大臣の指定する科目が履修済みとなっている場合があります。昨今の国家試験において、下に示させていただいています事例1、2というのがありますが、法第33条の4号として受験申請があったことから、今後も想定されるケースとしての考え方をここで整理させていただければと考えております。

事例1、事例2、一つ一つ説明させていただきますが、まず参考1、下の言語聴覚士法第33条4号のところを見ていただければと思います。そもそもこの4号というのは、短大を除く大学または旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者、またそれに準ずる者として厚生労働省令で定める者となっております。厚生労働大臣の指定する科目というのはその下、1)で示させていただいているもので、1から18の科目がございます。準ずる者となっているのが2)として示させていただいているもので、職業能力開発関係の学校課程を修めた者というのが記載されています。4号については、大学を卒業し、かつ大臣指定の科目を修めた方となっております。

事例1では、看護の大学を卒業した後に大学院で言語聴覚の科目を修める方々。事例2は、短期大学を卒業し、大学院で科目を修め、また別の大学院で修め、結果的に大臣の指定する科目が履修済みとなっている方になります。今後もこういった形で4号としての受験申請が見込まれるという意味合いで、今回の議論をさせていただければと考えております。

7ページ目に移ります。関係する法令として出させていただいています。今回の議論の中で大学院が一つのワードとなってきまして、この大学院について設置する基準が大学院設置基準で示されています。そのほか、割愛を取らせていただきますが、大学院の入学資格については、学校教育法で定めるものがございます。

8ページ目、学校教育法で定める中には、大学の目的、大学院の目的、また短大の目的というふうに設置するものによっての目的が異なるように記載されています。そして、学校教育法の中には、学位授与機構についても大学の卒業と同等というものが組み込まれております。

また、学位授与機構の学士の取得については審査がございまして、規定で示されている内容としては、小論文または面接等を行い、この試験をもって審査の上、受理というような形を取らせていただいております。

9ページ目に移ります。これらの情報を基に論点を御議論いただければと思っております。大学院における国家試験受験資格の取得について、法制定時の考え方に照らし合わせて、およそ3,000時間の養成時間の中で言語聴覚士の国家試験受験資格の取得までに求められる要素を以下の3つに分解することができます。1)としては、豊かな人間性、創造性、社会の形成者として必要ないわゆる資質等を養うための修業期間として1年以上。また、2)として教養に関する知識等とその養成に要する期間としての基礎科目の履修、12単位。最後に3)として、言語聴覚士に求められる知識等ということでの期間、これが専

門基礎分野及び専門分野の科目として73単位。これら3つを全て履修等することによって、国家試験が受けられるようになっていきます。

4号、1号、3号、5号を示させていただきましたが、4号に関しては、「大学において」という部分で1)、2)が既に履修できているということでの免除が取られておりません。残るは告示の227号で3)の必要な科目73単位に相当するものを履修し、国家試験を受けられるようになっております。

3号に関しては、赤字記載の1年以上の修業期間、告示226号で示す1から5の基礎の科目、そして、指定施設において2年以上、言語聴覚士として必要な知識・技能等、73単位の専門科目を修めていただくとなっております。

また、指定施設は、言語聴覚士養成の指定施設基準というものがございまして、修業年限、教育の内容、専任教員、教育上必要な機械器具、模型等が定められています。

10ページ目に移ります。これらの情報を加味し、想定される具体的なケースごとの考え方をここで示させていただきました。論点ページになります。大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得する場合に、教育の水準が他の要件と整合性が取れ、かつ教育の質が下がらないことを前提とした受験資格とする必要がある。前ページ等に基づいて、今後想定される具体的なケース、考え方について下記に示させていただきます。これは明文化してはどうか御意見をいただければと思います。

まず、言語聴覚士の4号に関しては、大学に行き、指定する科目を履修することで国家試験を受けられるとなっております。これが想定される1つ目のケースとしましては、大学の卒業に加えて、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケースとなっております。これは大学院において2年以上の専門基礎分野及び専門分野に相当する教育内容を求めることとするというのが考え方の一つとさせていただきます。

2)として、大学を卒業していないが、学位授与機構により学士を取得していることに加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修めているケースとなります。学校教育法において、学位授与機構による学士の取得は、大学の卒業をした者に対して行われることとされています。これを踏まえて、大学の卒業に準ずるものとして、学位授与機構による学士取得を求めることとしてはどうかとなっております。加えて、大学院については、1)と同様の扱いをすることを考えております。なお、豊かな人間性、創造性、社会の形成者としての必要な資質等が養われるかについては、学位授与機構での学士の取得では、学位の審査の通過をもって証明することとしてはどうかと考えております。

3)大学の卒業または学士の取得はなく、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケースとなります。これは法第33条第3号と同様に、短期大学を含む大学、高専、また関係する養成所等に関して1年以上修業し、かつ厚生労働大臣が告示で指定する科目を修めた者であることを求めることとしてはどうかとなっております。加えて、大学院については、1)と同様の扱いとすることを考えています。大学プラス大学院2年間、または学位授与機構での学士取得プラス2年間の大学院、そして3)では、3号のところ

で前段階で求めている内容に加え、大学院2年としております。

御審議のほうお願いいたします。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、大学院の現状ということでしょうか。参考資料4を御覧いただければと思います。こちらは深浦先生、御説明をお願いできますでしょうか。

○深浦構成員 深浦でございます。よろしく申し上げます。

大学院についての状況を調べてほしいということで、調べました。調査をするのには時間的な余裕がございませんでしたので、ホームページに掲載されている内容から検索をいたしております。言語聴覚士の指定養成校、文部科学省管轄の大学は29校ございました。国際医療福祉大学は3キャンパスが登録されておりますが、1校として換算しております。

大学院設置校は13校で、修士が13、博士が9となっております。

修業年数は、修士が2年、博士が3年と書かれているものが多く、長期履修可とその修業年限について幅を持たせてある大学院もありました。

定員は、言語聴覚障害領域単独の記載はほとんどのところでホームページ上はございませんでした。ホームページ上に載っている履修科目は大学院教育に特化した科目であり、国家試験受験資格に資する科目は開講されていないような形が多うございました。当然ここは言語聴覚士の免許を取る大学がありますので、そういうことになるかと思えます。

大学院で言語聴覚士国家試験受験資格取得可能と記載されている例は、A大学が1つあり、人間学専攻言語聴覚コース修士というのが設置されております。ここで書かれているものによれば、黒ポツ3つの例があるようで、言語聴覚士の国家資格の取得に専念したい場合は、言語聴覚士の養成課程（専攻科）でこの大学では行っている。それから、研究テーマがあるので、言語聴覚士の国家資格の取得に加え、修士の学位も取得したい、あるいは言語聴覚士として働いているが、2年かけてじっくり修士の学位を取得したい場合は、大学院の言語聴覚コース（2年制）がある。それから、言語聴覚士として3年以上の実務経験を有しており、短期間で修士の学位を取得したい場合は、大学院言語聴覚コース（1年制）があるということです。

B大学ですが、ここはもともと学部に言語聴覚学の専攻科がありましたが、募集停止となっておりますので、先ほど挙げました養成校29校には入っておりません。ここでは大学院（2年）に3つのコースがあり、この中の言語聴覚障害コースは、言語や聴覚、高次脳機能、発達の障害を持つ対象児・者を支援するため、専門的知識、技能、援助方法を学び、コミュニケーションを支援できる人材を養います。指定された科目（大学院の修了に必要な科目ではない）を履修した場合は、修了時に言語聴覚士の受験資格も取得することができる。言語聴覚士国家試験受験のためには履修科目数が多くなるので、長期履修制度を活用することを勧めるというふうに記載されております。

もう一つ、C大学ですが、ここも29校に含まれていないところです。修業年数がここは2年半となっております。履修科目は実習を除いて80単位、国家試験受験時に告示の指定科

目との整合性を大学院で確認して、PMETに履修見込証明書も提出をしている。実習は学内及び学外2施設合わせて500時間を行っているというところでした。

以上でございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思いますけれども、その前に今の参考資料4について、何か確認をしておきたい御質問等があれば深浦先生にお答えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

私からでよろしいでしょうか。B大学、C大学は、学部には言語聴覚士の養成コースはなくて、大学院だけということになるのでしょうか。

○深浦構成員 そのようになっておりますね。

○江頭座長 特にBは、学部は募集停止されているのですけれども、これは何でそうなるのか。

○深浦構成員 そちらの事情はよく分かりませんが、もともと学部もあり、大学院があったということで、学部のほうの募集が恐らく厳しくなったのでそちらの募集を停止し、大学院だけはニーズがあるのか、そういうことで残してあるという形だと思います。

○江頭座長 実際に目指される方は、そんなにたくさんはおられないですかね。

○深浦構成員 その人数がどれぐらいかというのは調べていませんので。

○江頭座長 分かりました。

あと、29校に入っていないのがBとCですが、これ以外にはあるのでしょうか。

○深浦構成員 私のほうではちゃんと調べていないのでよく分からないのですが、4号で国家試験を受験している方たちの数はそれなりにあるので、ほかにももう少しあるのかもしれない。

○江頭座長 この辺は学校協会なんかでは組織されておられないという理解でよろしいですか。

○高木構成員 学校協会の高木でございますが、4号校については、まさに学校の指定がなされていないわけで、我々の会員ではないわけです。ですから、私はこういう形で4号校が存在するという事はそれほど認識がなくて、正直言ってびっくりしているところでございます。

それと、結局、私自身、学校協会としてみれば、言語聴覚の一般の指定校の専門学校なんか結構定員が割れたり、先ほどのように大学ですら定員が割れているところが結構あるわけで、今回いろいろ準備していただいていますけれども、あまり制度的に上積みして養成の課程を緩和するということなのかなというのは正直言ってございます。

あと、私もびっくりしたのですけれども、私どもの大学も昔、確かにそうなのですが、大卒2年課程だけではなかなか学生の付加価値がないので、修士と言語聴覚士の国家資格を両方与えるコースをつくったらどうだということで、我々も随分検討いたしました。そのときには文科省のほうで、国家資格を与える指定校的なものを大学院の修士課程でその

ままというのは違和感があるということで賛同が得られずに、我々としては課題として持っているということが一つでございます。

それと、議論はあるでしょうけれども、今日、さっきから私も事務局から資料の提示を受けて、当然これだけ大きな話で、指定される具体的なコースということで、ある意味では緩和をするという話ですので、当然、私どもとしては、うちの学校協会の理事会なんかを開いたり、皆さんの御意見も聞かなければいけないと思っています。

ただ、私はこの間ちょっと申し上げたとおりなのですが、本当は、たしか牧野先生のところも、設備も全部そろっているし、場合によっては指定校として施設認定を受けたほうがいいのではないかと自分も思うということをおっしゃられたので、ほとんどの学校はちゃんとしておられるのだと思うのです。

ですから、私はやはり今、恐らく医学教育もそうですけれども、我々の成田の医学部なんかでも医療プロフェッショナルリズムだとか、医師として共に倫理観を持つとか、教育上すごくそういうことが重要になってきたときに、文学部だとかいろいろな大学でやって、あと単位の寄せ集めみたいな形でこの4号校ということを拡大していくのかどうかについては相当慎重であるべきだと私は思っています。ですから、私は、ぜひゆっくり皆さんで議論していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○江頭座長 論点を整理いただいたということかなと思われました。ありがとうございます。

それでは、大学院の実情は以上としまして、また関係する話でもあるとは思いますが、早急、本論のほうに行きたいと思っております。

最後のページに具体的な整理ということで事務局提案が出ていますが、特段、論点を幾つか用意して順番にということではなくて、このことについて自由討論ということで様々な視点で意見をいただければと思います。御意見がある方、もしくは質問でも結構です。判断していくには状況の確認ということも大事かと思っておりますので、何でも結構です。御発言をお願いいたします。

高木先生。

○高木構成員 高木ですけれども、やはり最初に議論しなければいけないのは、私は正直言って、この国家資格をつくるときに、大卒2年課程というのは言語聴覚の歴史で言うと、もともとの間亡くなったうちの笹沼澄子さんみたいにアメリカから帰ってきて、フルブライトとかで向こうでPhDを取ってきたような方と、その後、所沢の国立障害者リハビリテーションセンターの大卒2年課程というのは非常に優秀な人を輩出して、大卒2年課程というのは言語聴覚士の潮流だったわけですね。国家資格をつくるときに、この大卒2年課程だけは残してくれと言われて、私も厚労省に強く申し上げて、大卒2年課程を残したという経過がございます。

ただ、その後、実を言うと歴代の日本言語聴覚士協会の会長はうちの国際医療福祉大学の教授がずっとやっているのですけれども、正直言って、うちの教授の先生たちの意見が分かれています、臨床実習とかそういう面から見て、やはり大卒2年課程は問題があるので

反対だという方が半分と、非常に多彩な面白い人材が大卒2年課程で生まれているので、大卒2年課程も何とか残すべきだという意見と、この2つに分かれているわけです。

今回の原案を見ていますと、結局いろいろ言うけれども、大学院の2年間で言語聴覚士の資格を与えるのを緩和しましょうということにこれを見ている感じで言うと尽きるわけですから、やはり2年間の課程の中での言語聴覚士の養成ということは十分なのかとか、そこが相当議論の出発点で、片方で言うと、言語聴覚士協会の皆さんとかPT協会、OT協会の皆さんも、とにかく自分らの育成は高卒後3年の専門課程ではおかしいので、4年課程に変えてほしいということで、私も学校協会の会長としてPT協会とかOT協会の皆さんともしょっちゅうお会いして、4年課程が原則だというふうに変えて、場合によっては一般教養とかの1年目ぐらいを共通にして、18歳人口が減る課程の中でそういうことも考えてほしいという陳情を私はいつも受けているわけです。

ですから、今この段階で大学院の2年課程で十分な教育ができるかということと、恐らくこの話は文科省的に見て、本来文科省というのは研究とか修士というのはそういう学問をもう少し進めてということで、国家試験を与えるための大学院の課程を認めるということは、文科省的に言うと、ある意味ではこれも結構画期的と言ったらおかしいですけども、厚労省的な話よりもむしろこっちのほうの話が相当大きな話として出てくると思うのです。だから、相当いろいろな面で多角的に、今言ったような話も含めて、有識者の皆さんの御議論をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

今のことと関係して追加でほかにありますか。もしくは大学院の実情とかを教えてくださいとさらに議論もしやすいかなと思いますが、なかなか難しいところがあると思います。

事務局提案の趣旨をもう一度確認したいと思うのですが、これは板橋さんにお聞きする感じですけども、大学院2年というのが、実態として何が行われているかということとは現状あるとしても、実際にこれをもしこの方向でということになれば、それはそれでまた質担保という方向に行くという理解でよろしいですか。

○医事課板橋 事務局です。

今回、大学院に関しては2年というものをまず最初にお出しさせていただきましたが、大学院で3年ではないのか、その部分についてはそもそも大学院で3年制というのが、現実的にはそれをやろうとする大学院が出てこないだろうということがあります。そういう意味合いで想定される具体的なケースは全て大学院2年というのをあてがわせていただいています。

この2年の中で何を求めるかというところについては、今、4号課程に関しても、具体的に教育の内容等を1号と同等の水準になるようにということで作業打合せ等を皆様と行わせていただき、研究班の中でサポートの上、つくっているというところがありますが、大学に対して4号にあてがうもの、それをそのまま大学院に対してもあてがうような形を

取り、質を担保していくというふうに考えております。

そうなりますと、厚労省側の考え方としましては、大学院であっても大学と同等のものを基準として求めることになるならば、緩和というふうにはならないのではないかという見解となっております。

○江頭座長 案としては多分、緩和にならないように、むしろちょっと縛るような感じで見える形にして、より質の担保を図る。将来的にこういう形が望ましいかどうかはともかく、現状ある中で、これをすぐなくすこともできないだろうからというような、そういう趣旨で出てきた案なのかなと私は先ほど聞いていて思ったのですが、それがうまくいくかどうかというのは、また御議論いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。なかなか複雑なところなので、御意見を出しにくいところも多いかと思いますが。

深浦先生、お願いいたします。

○深浦構成員 先ほどもお示したように、大学院に行きながら言語聴覚士の免許を取るという場合には、ほかのところを調べていないので分からないのですが、2年では無理だろうという前提条件でどうも延長とか、それから、あるところは2年半とかを設定されているというところがあります。大学院というのは2年が多いのですが、資格を取ることになったときに、単純な最低限の大学院の修業年数の2年ということだけでいいのかどうか。それと、国家試験を受けるために取得すべき単位数というのがあるので、それから考えたときに、ここは2年としておいて、現実的には2年半なり3年という形になる。そこら辺がこのままだと曖昧な感じになるのかもしれないなという危惧があります。

○江頭座長 ありがとうございます。

これは現実には2年では難しいということ。

安保先生、お願いいたします。

○安保構成員 慈恵の安保といいます。

私どもは社会人大学院とかいろいろなものがあるのですけれども、大学院と大学というのは大分ニュアンスが違って、大学院は単位数が大学のように多くはないと思うのです。なので、国家資格を受けるということならば、同等の臨床実習や同等の教育をできるような担保がないと絶対に無理だと思うのです。例えば、いただいた資料のA大学のところだと、言語聴覚士の国家資格取得に加え、学士の学位も取得したいなどと書いてありますけれども、これは絶対に無理ですね。やはり勉強の仕方とかやり方も違うので、大学院の定義というのはおかしいですけれども、その辺をしっかりとってもらわないと難しい部分があるような感じがしております。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。何となく専門職大学院みたいなイメージなのですが、多分そういうことでつくられているわけではないということなので、高木先生もおっしゃっていましたが、職業のための、もともと多分文科省的な定義で言うところの目的なのだろうかというところが釈然としないというか、すっきりしないところは

残るのだろうなと思います。実態がどうなっているかということも踏まえて、ちょっとその辺の実態がよく分からないというのがあるのかなという印象を受けました。いかがでしょうか。

図に2年と書いてありますけれども、2年というのは最短2年みたいなイメージで考えているということではないのでしょうかね。

○医事課板橋 事務局です。

おっしゃるとおり、ほかの号のところでも修業年限が1年以上というふうに書かれています。当然このところ、大学院に求めるところも2年以上、最短が2年というふうに思っていたらと思います。

○江頭座長 ですので、検討すべき案としては、そこは2年で簡単に取れますということではなくて、必要なものを取るのに2年以上は確実にかかるだろう。最短だとどうまくやれば2年で何とか取れるかもしれないというぐらいのニュアンスで、そこはまた、もしこういう方向性としても書きぶりは変えていくことが必要になるのだろうと思いますし、そういう御理解をしていただければと思います。

あと、文科省的な考えと言うとあれですけども、その辺は一応大丈夫なのではないでしょうか。文科省的とかいうのもちょっとあまり適切でない聞き方も分かりませんが、もし御意見をいただければ。

○高木構成員 まさにそこが問題として、結局これは学校経営の立場で言いますと、要するに資格を与えて、かつ修士号を与えられるというのは付加価値が2つになるわけですから、やはり学校経営者としては、こういうことができるといって考えたがるわけです。そういうことを言い出すと、例えば大学院で修士を与えながら看護師の免許を取るコースをつくるかとか、要するに大学院と資格を与える両方のことを考えるというのはほかの分野でも幾らでもあると思うのです。でも、そのときに、例えば本来、大学院というのは修士号を与えるということで、研究能力だとか、論文を書きなさいとか、そういうことを言っているわけですから、結局そういうものが両立できるのかとか、私はぜひ文科省の医学教育課とかと協議して、資格だけを与えるためにほとんどの科目が、国家試験と同じような科目を授業科目でやる大学院ということを文科省としてはよしとするのかという話が、もしこういう形で認めていくとすれば一番大きい。

それと、もし修士も与えてかつ付加価値が2つになるようなコースが割と認められるということになれば、我々の大学だって検討せざるを得なくて、むしろ学部教育をやめて大学院の2年間で言語聴覚士の国家資格を与えるようなコースに移れば学生募集が楽になるのではないとか、この話は学校経営に与える影響が極めて大きいです。

ただ、私の感じからいうと、私どもも大学院の2年課程の中で与えるような課程は検討できないだろうとか、文科省に何度か昔打診しましたけれども、そのときにはやはり国家資格を与えるのが目的で大学院をつくるのではないし、違うよというようなことで、我々もそこでとどまったということがあるわけでごさいます、私はまさに先生がおっしゃる

ように文科省の見解をお聞きしたいです。文科省の言うことで、いやいや、もうこれから修士号を与えてかつ国家試験を与えるようなコースなので、いろいろなことを考えて、文科省も賛成だよと言われれば、一つの考え方だと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

今日は文科省からも、陪席という形ではなくて。

○文部科学省医学教育課菊池課長補佐 文部科学省の医学教育課でございますけれども、今、高木先生がおっしゃったように、大学院というのは資格取得を目的とした課程ではございませんので、大学院修士課程であれば修士課程としての必要な研究能力であったり、そういった教育をするためのところですので、ただ単に資格取得だけの修士課程というのにはあり得ないかと思っております。なので、このところは慎重な検討をお願いできればと思っております。

○江頭座長 ありがとうございます。少なくとも資格取得を目的としたコースということで大学院を設置するのはあまり検討の余地はないのだろうなど。ただ、現状、実際はそう名のってしまっているところもあるということですね。それはそれで少し今後課題になってくるのかなと思うのですが、もう一つは、あくまで修士、学問を深めていくということが目的で、結果として要件を満たすことはあり得るのかなという気がしているのですけれども、その辺はどうでしょうか。そういった方には認めるかどうかという形には、同等の内容をもちろん担保ということになると思うのですけれども、結果としてそういった科目が履修できるような状況になっていて、あまりそういうことはあり得ないのでしょうか。でも、実質は一応あるわけですね、現状としてはそういう方が。そのこと自体は別に排除しないということでもよろしいですかね。

○高木構成員 学校協会としては持ち帰らなければいけないですが、私はやはり、いわゆる科目認定課程みたいな考え方は、これ以上、恐らくそれは上智大学だとか割と良質な大学が私たちも言語聴覚をつくりたいとかいうことで、ただ、私もこの国家資格をつくったときに、こういう形でのもの、最初の頃、初代の言語聴覚士協会の会長とか何とかに私も聞いたりしたのですけれども、どこからこういう議論が急に出てきたのかと聞いたら、恐らく深浦先生のところの引き継ぎで言語聴覚士協会として、こういう形での課程認定が拡大していくということは、私自身はやはりそういう医療人としての医療プロフェッショナルリズムみたいなものを学校で指定してやっていくのが本筋で、よほど特別なことでなければ、この分野をどんどん拡大していくということではないのではないかと私は思うのですけれども、深浦先生、協会としてはどうですか。

○深浦構成員 そのとおりだと思います。4号ですよ。4号というのはもともと規定どおりあって、大学でそういう単位を取れば受験資格がある。4号はもともとあるので、それはそのとおりなのですが、大学院というのは今度初めて出てきたことなので、先ほどから議論があったように、ちょっと制度的なものとかいろいろなことを考えないといけないのかなと思っております。基本的には養成校が責任を持って言語聴覚士として育てていた

だけのコースをきちんとしていたほうが我々にとってはありがたいということでございます。

○江頭座長 板橋さん。

○医事課板橋 事務局です。

今言われたような形で、各学校での責任を持ってという、その指定というところが大事ということは先生方の御指摘のとおりかと思っております。今回、4号に関しては、教育の見直しに伴って1号と同等の教育の水準にするようにというふうに中身をつくっていませんが、同時につくった中身に関しても、今後、医政局のほうでクレジットを出すに当たっての事前の協議、申請、審査を行わせていただいて、それが通過できる場所に関して認めていくという方向性を取っていただければと思っております。

今、この4号に関して、卒業した者というような個人の書き方にはなっていますが、1号、2号、3号と同等の形での学部のほうでの審査というような見方を今後できればというふうにしております。

また、今回お話のほうに挙げさせていただいている大学院に関しても、まさに御指摘のとおりかと思っております。そこも4号の今後の審査と同等に、事前に協議し、確認したカリキュラムをもって卒業した者だけが国家試験を受けられるという担保をしていく認識でございます。

○高木構成員 でも、そうすると、今おっしゃられて、説明をどうされるかというのは一つ大きな問題だと思うのですけれども、そこまでやられるのだったら指定校と一緒にすよね。わざわざこういう形でコースを残すことが、よほどの大きなメリットがあるのかどうか、ちょっと疑問なのですけれども。

○江頭座長 それは要するに、4号全体みたいな意味合いですか。

○高木構成員 4号全体について、今回課程認定もして、トータルとしてむしろ単位認定なんかを厳しくされるということですし、これプラス、例えばちゃんとした設備なんかも置きなさいということをしていただければ、事実上もう指定校と同じ話になるわけでございますので、ここの課程について相当これから、逆に言うと、この課程の中でたまたま受けられない子が出たからというので今こういう議論をしているわけですね。どこかの方が受けられなかったと。だから、ちょっと本末転倒ではないかと私は思ったりもするのです。

○江頭座長 4号はいいとしても、ほぼ同一になるならもう少し整理していったほうがいいでしょうし、あるべき方向に向けて、今回どうかということは別にしてもということの理解でいいでしょうかね。

では、板橋さん。

○医事課板橋 先生の御指摘のとおりでして、まさに、できるのだったら指定校にしたほうがいいのではないかと、おっしゃるとおりかと思えます。今回事例として挙げさせていただいているものは、リカレント教育がというところで、短期大学に行かれた後に大学院

に行くとか幅広いような形が言語聴覚士は取られるようになってきました。こういった方たちが仮に大学院に行った後に、教育の水準は同等のものを受けられてはいるのだけれども、外形的に国家資格を取るためのルートを経ていなかったために受けられないというような状況の人たちが出てきました。今後もそういった方たちが出てきたときのためという形で、大学院ということを挙げさせていただこうと思っています。

もしこれを入れるというようなお話に進むならば、当然、先生の御指摘のとおり、必要な備品関係、それも大学で求めている水準のとおりを持っていくべきものかとこちらでも考えております。

○高木構成員 分かりました。もしそういうことで学生の救済のためとあって、1番、2番、3番とあるわけだけれども、私の一存では、うちの役員会に持ち帰って役員の意見を聞かなければいけないですが、私の個人的な感じからすると、1番、2番の学位授与機構のところぐらいまでは場合によっては可能性があると思います。しかし、学部で1年以上修業しということになると、例えばどこかの学校に行って1年間でそれなりの単位を幾つか取った後に大学院の2年間で、結局3年間で修士とあれが取れるような道を開く話になりますので、3番目は相当慎重に、年齢とかいろいろなことをもう少し考えておかないと、なかなか厳しいのではないかと私は思います。

○江頭座長 どうでしょうか。それでよろしいですか。

基本的にはこれは想定される具体的なケースで、現実に増えるという言い方をすると、これをうまく活用して逃げ道を探してしまうみたいな方になってしまう感じになるのはあまり望ましくないわけですね。あくまで一時的というか、将来はむしろ統合していくほうがよろしくて、移行期という面もあるので、若干は残さざるを得ないという中で、どこまでなら認めるのかという、長期的にはそういう理解でよろしいのですかね。

○医事課板橋 おっしゃるとおりです。

○江頭座長 今回そこまでは踏み込めないですけれども、そういったところの共通理解・認識は持っていただいていると思いますので、そうすると、今回は例外的に、これは認めざるを得ないケースも出てくるよねというのを残していくような感じで理解としてはいいのですかね。全面的にこれをぜひ皆さん活用してくださいということではないということだと思います。

そういうことで、3はやはり難しいかなという御意見だったかと思いますが、いかがでしょうか。3だけの話ではないかも分かりませんが、もちろん大学院なら何でもいいということでもないし、2年で終わるという保証ももちろんしないということだと思いますし、その辺の出し方は今後いろいろ修正していくことになるのだと思います。

○高木構成員 厚労省の方にお聞きしたいのですけれども、大卒2年課程で認めるといったときに、当然、今は大学院ではなくても大卒2年課程で認められる制度になっているわけですけれども、学位授与機構で取った大卒であっても、2年間あれすれば、今のところ国家試験を受けられるわけでしょう。当然、学位授与機構で大卒の資格を取った方は大卒

と認定しているわけでしょう。

○医事課板橋 おっしゃるとおりです。

○高木構成員 分かりました。

○江頭座長 ほかはいかがでしょうか。ほかの件でも結構ですが、よろしいでしょうか。大体論点もクリアになって、方向性も見えてきたという感じで大丈夫でしょうか。

そうすると、今いただいた意見を基に、このままではさすがに難しいので、案として3は撤回の方向になりますかね。1と2については、このままだと推奨しているかのように取られる面もあるかと思いますので、決してそうではなくて、質の担保も含めて、その辺の見え方というか、そういった表現みたいなものは少し今後工夫をしていくことになりませんが、そういった形で、ここは何らかの形で、少し形を変えて残させていただくというような方向で、将来的にはこういったことよりは割とシンプルな形で養成していくことを目指していきたいというような感じで今回はまとめていくのがいいのかなと座長として思ったのですが、そういう方向性で大丈夫でしょうか。

○深浦構成員 最後の話だけ確認ですけれども、学位授与機構で学位を認められた方は、4号の形で科目をどこかで履修していけば可能だということですか。国家資格の受験資格はあるということですね。というのは、4号は学校教育法に基づく大学または大学令に基づく大学においてと規定されているので、これはどうなるのですか。

○高木構成員 それは、だから、法律改正が必要ではないかという意見があった案件で、私も今、忘れていましたけれども、そこはすごく大きな問題なのです。

○江頭座長 お願いします。

○医事課板橋 事務局です。

まず、その部分に関する情報として8ページ目を御覧いただけますでしょうか。学位授与機構に関して、学校教育法の中での位置づけとしまして、学位授与機構の第104条の2行目の大学のところに関してなのですけれども、大学を卒業した者に対して学位を授与することとなっています。これが、学位授与機構では厚労大臣の定めるところにより次の5号に掲げる者に対して学位を授与するというふうにあります。

学位授与機構の学士というのは、大学卒業と同等の扱いとしてここで記載されているような状況になっています。今回の言語聴覚士国家資格受験資格取得のための要件として、この考えに基づくところと、9ページ目に移っていただきまして、法制定時の考え方として、言語聴覚士の国家資格を与えるための要素という部分が1)、2)、3)というふうに3つに分かれています。1)の資質に係る部分については、学位授与機構の学士を取得というところで、大学に通っているわけではないので読み込めなくなってくるというふうになっています。ただ、そこについては、学位授与機構の学士の取得のための審査を通過するということでの意味合いで認めるということをお考えを今回お聞きして、それが10ページ目の2)で記載させていただいている内容になります。

2)でなお書きとして書かせていただいている、豊かな人間性等の資質に関するところ

は、学位授与機構での審査の通過をもって証明というふうにさせていただきます。そうすることによって、残りの科目に関しては取得を大学院等で行うということで、求めている要素は全てクリアするような形で考えております。

○江頭座長 今回の御説明で大丈夫でしょうか。

○高木構成員 これは法律論でしょうから、本当にそれで大丈夫かどうかはもう一回確認していただきたいということと、それと、豊かな人間性とか何とかの単位認定の課程を今はPMETをお願いしているわけですね。恐らく年間数名いるかないかの話で、国家資格に関わることなので、医事課もお忙しいとは思いますが、やはり単位認定とか課程の承認のところは、できれば厚労省の医事課でやっていただけないかなということはいかがでしょうか。

○医事課板橋 事務局です。

おっしゃるとおり、その部分、今まで受験の申請した内容を見ていくというような形のみになっておりました。今後の言語聴覚士、4号全てにおいて医政局医事課での審議をかまさせていただきます、その後に各申請でのチェックというような形を取らせていただこうと考えております。

○江頭座長 その辺の運用もセットというところがちょっと見えにくいところかと思いましたが、そこは修正が必要になってくるだろうなと思います。

学位授与機構のパスウエーで取る方というのは、実際どんな感じなのでしょうか。今までもいるのでしたっけ。

○医事課板橋 今までに関しては、数が多いわけではありませんが、そういった方たちもいらっしゃいました。

○江頭座長 分かりました。質をどう担保していくかということで、少し例外的ないろいろな方法を残し、かつ、しっかりと質のチェックも入れていくという中でどうかということだと思います。

あとはよろしいでしょうか。深浦先生。

○深浦構成員 これは最後になるのかと思いますが、今、4号などでは単位を取得すればいいということになっていますが、やはり教育においてはそれに必要な設備、機器とか、もちろん臨床実習はなされているでしょうから、そういうものがあって初めて十分な教育がなされると思っておりますので、4号に該当するようなところも、きちんとした教育設備、条件が整っているということが何らかの形で明記されると、我々としてはありがたいと思っております。

○江頭座長 ありがとうございます。

それは今は入っていないのですね。でも、それは当然やるわけですね。

○医事課板橋 事務局です。

現時点で4号校に関しては、まず教育の中身、水準を整えるということで、第1回の議論の中で話し合いを落としております。ですので、見直している内容は、単位数であったり

具体的な教育の内容を1号と同等というところにしておりました。今の話の中で、プラス使う必要な機材等もあてがうことが条件として上がっていくということであるならば、追加を考えていければと思います。

○江頭座長 そうなるともう、もはや4である必要はないという議論にいずれなっていくのだろうということだと思います。今すぐではなく、多分時間を少しかけてということなのかと思います。今回どこまでそれに踏み込むかはまた検討させていただくことになると思います。

よろしいでしょうか。お願いいたします。

○高木構成員 学校協会ですけれども、ぜひ今日の議論のたたき台というか説明も含めて、こういう表現でいきたいということの資料をいただければ、私どもも学校協会として緊急役員会を開いてきちんとした御返事をしたいと思いますので、できるだけ資料のほうは早くお願いします。

○江頭座長 どうですか。

○医事課板橋 個別に御相談をさせていただきます。

○江頭座長 ちょっとこのままではということかと思います。

ほかはよろしいですか。

それでは、今日の議題1に関しては、それなりに、このままというよりは修正をした上で、大きな方向性については共通の理解をいただいたかなと思いますので、本日いただいた御意見を踏まえて、修正ということになると思うのですけれども、改めてまた確認していただくことになるかと思います。ありがとうございました。

それから、具体的な議題としてはこれだけなのですけれども、何かほかに構成員の皆様からあればお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、議題はこれで終了ですが、事務局からはいかがでしょうか。

○景山医事専門官 それでは、次回の検討会の日程でございますけれども、6月8日水曜日18時からということで、今回と同様にウェブ開催となります。どうぞよろしくお願いたします。

○江頭座長 ということで、本日は長時間にわたりまして御審議いただき、ありがとうございました。

それでは、これで本日の検討会を終了としたいと思います。ありがとうございました。また引き続き、どうぞよろしくお願いたします。